

特集：計量法校正事業者登録制度（JCSS） 登録認定【電気（直流・低周波）】

計量法校正事業者登録制度（JCSS）への 登録認定によせて

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「産技研」）では、平成 18 年 12 月 27 日、計量法校正事業者登録制度（以下、「JCSS」）への登録認定を、電気（直流・低周波）の区分で実現しました。依頼試験におけるスピードアップと高い試験品質の提供は、産技研が常に心がけているところですが、JCSS への登録認定によって、試験の透明性・公平性がさらに高まったものと考えています。



図1 NITE 認定センター所長瀬田勝男氏（写真右）より、産技研井上滉理事長へ登録証授与（平成 19 年 1 月 19 日）

JCSS 登録のためには、ISO/IEC 17025（校正機関に関する基準）が要求する管理上及び技術的な水準を満足するマネジメントシステムを構築しなければなりません。産技研では、JCSS チームを平成 16 年 8 月に発足させ、「品質マニュアル」を中心とした管理文書類の整備を推進してきました。また、「校正作業手順」及び「不確かさ算出方法」を作成し、技術水準の高度化に努力してきました。

これを受けて、平成 18 年 5 月 2 日に、審査登録機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「NITE」）に登録申請書を提出しました。NITE 認定センターによる厳正な書類審査、現地審査を経て、JCSS 校正業務を適正に遂行する能力がある事業所としての認定を受けることができました。



図2 産技研 JCSS 校正事業チーム
私たちが JCSS マネジメントを適正に運営します

今後、産技研で発行する標準抵抗器の校正証明書（1Ω及び 10kΩ）には、JCSS 登録ロゴマークが記載されます。このマークは、校正結果が国家標準にトレーサブルであり、国際的に通用する校正証明書であることを保証しています。この校正証明書の発行を通して、中小企業の海外における事業展開を支援していきたいと思えます。



産技研は、認定基準として JIS Q 17025 (ISO/IEC 17025) を用い、認定スキームを ISO/IEC 17011 に従って運営されている JCSS の下で認定されています。JCSS を運営している認定機関 (IAJapan) は、アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) 及び国際試験所認定協力機構 (ILAC) の相互承認に署名しています。産技研は、国際 MRA 対応 JCSS 登録事業者です。0184 は産技研の登録番号です。

図3 産技研の JCSS 登録ロゴマーク
今後、産技研で発行する標準抵抗器の校正証明書（1Ω及び 10 kΩ）に記載されます。